

原子力発電所事故によって
被害を受けた中小企業の皆さんへ

東京電力の仮払い補償 の請求受付が 6月1日から開始されます。

①仮払い対象

避難区域等において被害を受けた中小企業(※)

※「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域等。具体的には、避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等に事業所を有する中小企業が該当します。

②仮払い金額

粗利額(平成23年3月12日から5月末日までの相当分)の2分の1
(上限は250万円)

※粗利額(売上金額から売上原価を控除した金額)は、過去の実績額を基に算出します。

③必要書類

- 1) 粗利額を証明する書類
- 2) 避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等
- 3) 商業登記簿謄本(法人)又は事業主の身分証明書(個人)

※1)が提出されない場合でも、2)及び3)の提出があれば、20万円の仮払いが受けられます。

具体的な手続きについてのご相談は、
東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

0120-926-404 ※受付は、平日土日祝日 9:00~21:00

福島県商工会連合会においても以下の相談窓口を設けています。

「中小企業一次仮払い相談室」 **0120-008-803**

※受付は、平日土日祝日 9:00~17:30